



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 58 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)

### 公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第40号)

#### 1 規則の概要

- (1) 医療専門監、副医療専門監、統括調整幹、事業調整幹、主幹農業普及員、主幹林業普及員、主幹水産業普及員、出納主幹、特別研究員、考査員、主計員、肥飼料検査員、国保調査員、補償調整員、事業調整員、出納監察員、主任生活支援員、タイピスト、授産指導技師、生活支援員、機関技師、船舶通信士、研究補助員、臨床病理技師、機能訓練士、言語療法士、主任指導技術員、主任応接員、主任用務員、主任調理員、指導技術員、応接員、用務員及び調理員の職を廃止することとした。(別表関係)
- (2) 医療統括監、管理監、調整監、上席調整監、特別徴収監、医療調整監、企画幹、専門幹、専門農業普及員、専門林業普及員、専門水産業普及員、専門研究員、主任家庭支援員、家庭支援員及び言語聴覚士の職を新たに設けることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第40号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則 (昭和31年島根県規則第85号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第 4 条第 1 号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

医療統括監	主任	主任主事	医 員	主任運転技師	運転技師
管理監	主任	主任技師	獣 医 師	施設管理技師長	施設管理技師
調整監	指導員	主 事	薬 剤 師	主任施設管理技師	電話交換手
統括指導監査監	主任児童自立支援員	技 師	臨床検査技師	電話交換手長	営繕技術員
指導監査監	主任児童生活支援員	児童福祉主事	衛生検査技師	電話交換手副長	調理師
上席調整監	主任家庭支援員	社会福祉主事	臨床工学技士	主任電話交換手	守 衛
統括団体検査監	主任心理判定員	児童指導技師	診療放射線技師	主任営繕技術員	医療技術員
団体検査監	主任精神保健福祉	児童自立支援員	診療エックス線技師	調理師長	予防技術員
統括林業普及員	相談員	児童生活支援員	理学療法士	調理師副長	管理技師
統括工事検査監	主任医療社会事業	家庭支援員	作業療法士	主任調理師	校務技術員
工事検査監	調査員	心理判定員	言語聴覚士	守 衛 長	庁 務 員
出納監察監	講 師	病 歴 士	栄 養 士	守 衛 副 長	
特別徴収監	主任農業普及員	診療情報管理士	視能訓練士	主任守衛	
教 授	主任林業普及員	精神保健福祉相談員	歯 科 技 工 士	主任医療技術員	
研究統括監	主任水産業普及員	医療社会事業調査員	歯 科 衛 生 士	主任予防技術員	
研究企画監	主任企業診断員	助 手	保 健 師	主任管理技師	
研究調整監	無線主任技師	農 業 普 及 員	助 産 師	主任校務技術員	
医療調整監	電気主任技師	林 業 普 及 員	看 護 師	主任庁務員	
副指導監査監	主任職業訓練指導員	水産業普及員	准 看 護 師		
副団体検査監	主任司書	企業診断員			
副工事検査監	船 長	無線通信士			
副出納監察監	機 関 長	一等航海士			
企 画 幹	主任学芸員	一等機関士			
主 幹	主任研究員	通 信 長			
企 画 員	主任獣医師	二等航海士			
専 門 幹	主任保健師	二等機関士			
専 門 員	主任助産師	通 信 士			
助 教 授	主任看護師	航 海 士			
主席農業普及員	専 門 員	機 関 士			
主席林業普及員		甲 板 員			
主席水産業普及員		機 関 員			
専門農業普及員		学 芸 員			
専門林業普及員		研 究 員			
専門水産業普及員		隊 員			
専門学芸員					
主席研究員					
専門研究員					

備考 本表中 印の付された職は、知事が別に定めるものに限る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

( 地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正 )

- 2 地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則 ( 昭和35年島根県規則第96号 ) の一部を次のように改正する。

本則第 1 号及び第 2 号中「主査」を「調整監」に改める。

( 地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正 )

- 3 地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則 ( 昭和55年島根県規則第48号 ) の一部を次のように改正する。

本則第 1 号及び第 2 号中「主査」を「調整監」に改める。

( 島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正 )

- 4 島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則 ( 昭和59年島根県規則第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主査、副主査、主幹」を「調整監、企画幹、主幹、企画員」に改め、同条第 5 項中「主査」を「調整監」に改め、同条第 6 項中「副主査及び主幹」を「企画幹、主幹及び企画員」に改める。

